

養育費の確実な受取に向けてサポートします！

養育費の支払いは、こどもの健やかな成長と、安定した生活に必要な費用です。
その支払は親の「義務」であり、受取りはこどもの重要な「権利」です。
文京区では、公正証書等の必要書類の作成に必要な手数料等の補助があります。

支援対象となる経費

養育費の受取のため、以下の手続きを行った方には、補助金を支給します。（金額は裏面をご覧ください。）
公正証書を作成した日や契約を締結した日から6か月以内の申請が必要です。

支援 1

裁判外紛争解決
手続(ADR)の
利用経費

支援 2

公正証書作成等
の
手数料

支援 3

養育費保証
契約の
締結経費

対象となる方

以下のすべてに該当する方

区内にお住
まいの方

養育費の取決めの対象となる
こども（18歳になった最初の
3月31日まで）を実際に扶
養している方

過去に同一の
こどもを対象とした
同様の補助金を交
付されていない方

補助対象経
費を負担した
方

内容については裏面または区のホームページをご確認ください。



内容や要件など

	補助事業および補助額	要件	対象となる経費	必要書類
支援1	裁判外紛争解決手続(ADR)費用補助事業 【上限 30,000 円】	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費、面会交流等に係る取決めを行うため、裁判外紛争解決手続(ADR)を利用していること ・その補助対象経費を負担していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判外紛争解決手続(ADR)の利用にあたり、申込料および依頼料に相当する費用 	<ol style="list-style-type: none"> ① 文京区養育費確保支援事業補助金交付申請書兼請求書 ② 申請者及び当該申請者が養育している対象児童の戸籍謄本又は抄本 ③ 世帯全員の住民票の写し(公簿確認により提出不要の場合あり) ④ 補助対象経費の領収書 ※その他区長が必要であると認める書類
支援2	養育費に関する公正証書作成等手数料補助事業 【上限 30,000 円】	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書の作成費用等を負担していること ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・公証人手数料 ・家庭裁判所の調停の申立又は、裁判に要する収入印紙代、戸籍証明書等添付書類取得費用及び連絡用切手代 	<ol style="list-style-type: none"> ① ~④共通 ⑤ 養育費の取決めを交わした文書 ※その他区長が必要であると認める書類
支援3	養育費保証料補助事業 【上限 50,000 円】	<ul style="list-style-type: none"> ・養育費保証契約の締結に要する費用を負担していること ・養育費の取決めに係る債務名義を有していること ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する費用のうち、補初回保証料とする 	<ol style="list-style-type: none"> ① ~⑤共通 ⑥ 保証会社と締結した養育費確保契約書の写し ※その他区長が必要であると認める書類

※申請にあたっては、お電話または窓口にて、下記までご相談ください。

≪お問合せ先≫ 文京区子ども家庭支援センター家庭支援係 TEL 03-5803-1894
 月～金曜日 午前9時～午後5時 (祝休日・年末年始除く)
 〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター5F